

令和 8 年度
京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金における
既存住宅の断熱改修等補助
申請の手引き

= 第 1 版 =
令和 8 年 5 月 1 日

【提出先・問い合わせ先】

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金事務局（JTB 京都支店内）

メールアドレス：zero-carbon-kyoto@bsec.jp

電 話 ：075-275-7263

ウェブサイト：<https://zerocarbonkyoto.city.kyoto.lg.jp/support/dannetsu>

更新履歴

更新日	主な更新内容
-----	--------

目次

1	はじめに	4
2	昨年度からの変更点	5
3	補助金の概要について	7
(1)	補助事業名	7
(2)	問合せ・申請窓口	7
(3)	申請期間	7
(4)	補助対象事業の実施期間	7
(5)	補助対象工事	8
(6)	補助要件・補助対象となる者及び住宅の要件	9
(7)	補助対象経費	10
(8)	補助対象外経費の例	11
4	断熱改修について	12
(1)	断熱工事に係る補助対象製品の要件	12
(2)	補助対象となる断熱改修の要件	12
ア	改修する居室等と部位について	12
イ	窓・ガラスの工法及び施工について	14
ウ	断熱材の施工について	14
エ	既設の窓・ガラス・断熱材について	14
(3)	補助対象経費と補助金交付申請額の算定について	15
(4)	施工面積について	16
(5)	基準単価について	16
5	創・蓄・省エネ設備について	18
(1)	設備導入に係る補助対象事業の要件	18
(2)	補助対象設備ごとの補助要件	18
6	申請手続の流れ	23
(1)	補助金申請の流れ	23
(2)	手続きの留意事項	24
(3)	提出期限（一部再掲）	27
7	その他留意事項について	28
(1)	工事の法律・条例上の注意事項について	28
(2)	工事にあたって、関係者への確認について	28
(3)	取得財産等の処分について	28
(4)	他の補助金の併用について	29
(5)	アンケートについて	29
(6)	京都市から申請者へ送付する文書の押印見直しについて	29
8	提出書類と確認事項	31
(1)	工事前の手続（交付申請）について	31
(2)	工事後の手続（実績報告）について	35
(3)	請求	38
(4)	その他の手続	38

1 はじめに

京都市では、国が進める「脱炭素先行地域」に選定され、「京都の文化・暮らしの脱炭素化で地域力を向上させるゼロカーボン古都モデル」の創出に取り組んでいます。

その取組の一つとして住まいの脱炭素転換を進めており、この度、既存住宅のZEH（ゼッチ）※水準化を促進するため、断熱改修に係る費用とそれに併せて実施する太陽光発電設備や蓄電池、省エネ機器（エアコン、給湯器等）の導入に係る費用を支援します。

※ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略称で、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなる住宅

◆脱炭素先行地域とは？

「脱炭素先行地域」とは、2050年カーボンニュートラルの達成に向けて国が進める取組の一つで、2030年までに民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現していく地域です。

(1) 申請の手引について

本手引は、「令和8年度京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金」（以下「本補助金」という。）の交付に関し、「[京都市補助金等の交付等に関する条例](#)」、「[京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則](#)」及び「[京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱](#)」に定めるもののほか必要な事項を定めることに加え、本補助金を利用する方に手続方法や申請書類の作成方法を把握いただく手助けをするものです。

補助金の申請に当たっては、必ず、「本手引」や「書類作成の手引き」、「よくあるご質問」をよくお読みいただいたうえで手続を行ってください。

2 昨年度からの変更点

補助金の申請窓口や交付に係る要件等について、令和7年度から以下のとおり制度変更を行いました。昨年度本補助金の代行申請を行った事業者の皆様は特に、必ず以下の変更点をご確認のうえ申請を行ってください。

ア 代理受領制度について

京都市から受け取る補助金を、申請者に代わって、工事や設備の設置を行った事業者（販売店や工務店など）に直接支払うことができる制度です。この手続きを行うことにより、申請者は工事費等と補助金の差額分のみ用意すればよくなり、初期費用の負担が軽減されます。詳細は本手引の P29-30 をご確認ください。

イ CO2削減効果（CO2 排出削減量）の算定について

CO2削減量計算書について、補助対象設備（高効率空調機器、高効率給湯機器又はジョーネレーションシステム）を新設する場合や、更新前の設備の性能が不明である場合のCO2排出削減量の算定に用いる、補助対象設備の比較対象となるベースライン（基準値）を更新しました。昨年度補助対象となっていた設備であっても補助対象外となる可能性がありますので、脱炭素先行地域ポータルサイト「脱炭素京都」に掲載している「申請様式（交付申請用）」に付随の、各設備の最新のCO2排出削減量計算書を活用し、導入設備を決定する前に変更後の算定方法でCO2削減効果があることをご確認ください。

※ベースライン（基準値）は、比較対象となる従前の設備が存在しない場合、代表的なメーカー（原則3社以上）の現在販売されている機器・システムのカタログ値（効率の高い値）の平均値。

ウ 補助対象経費の一部適用拡大について

補助対象設備を更新する場合の更新前設備の撤去費、補助対象設備の設置工事における養生費を補助対象経費として計上することができるようになりました。

設備の更新・入替のように、既存設備の取り外し・処分が新設の設備の設置にやむを得ず必要である場合には、必要最小限度の範囲の取り外し費用やこれらに伴う運搬費用及び処分費用に限り、交付対象となります。

新規の設備設置の場合は、設置に伴い発生する必要最小限度の配管・配線等の取り外し費用やこれらに伴う運搬費用及び処分費用が対象となります。ただし、有価物（鉄くず等）は処分利益に該当するため、処分費用から控除する必要があります。

従って、単なる設備等の撤去を行うことが目的の事業で、それに要する費用は交付対象外となります。なお、アスベストの調査費用や家電リサイクル法のリサイクル料金についても、交付対象外となります。

エ 変更承認申請の対象範囲について

変更承認申請の対象範囲を一部見直し、交付予定額の増減を伴う変更に加え、補助対象設備の数量の増減を伴う変更がある場合も申請手続きが必要になりました。それ以外の軽微な変更については、昨年度同様、実績報告書（第15号様式）にその内容を記載のうえ、変更に係る関係資料をご提出ください。

オ 別紙4 電力需要計算書の根拠資料について

別紙4 電力需要計算書について、根拠資料の提出が不要になりました。電気料金の請求書、検針票、電力会社の契約者専用ウェブサイトの該当ページ等をお手元にご用意のうえ、申請日の直近1年分の電気の使用量を記載ください。

3 補助金の概要について

(1) 補助事業名

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金における既存住宅の断熱改修等補助事業

(2) 問合せ・申請窓口

(ア) 問合せ窓口

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金事務局（株式会社JTБ 京都支店）

受付：平日※ 午前9時30分～午後5時30分 ※祝日、年末年始を除く

住所：京都市下京区河原町通松原上る2丁目富永町338
京阪四条河原町ビル7階

電話番号：075-275-7263

電子メール：zero-carbon-kyoto@bsec.jp

(イ) 申請書類提出先

宛先：京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金事務局 宛

電子メール：zero-carbon-kyoto@bsec.jp

提出方法：電子メールのみ

(3) 申請期間

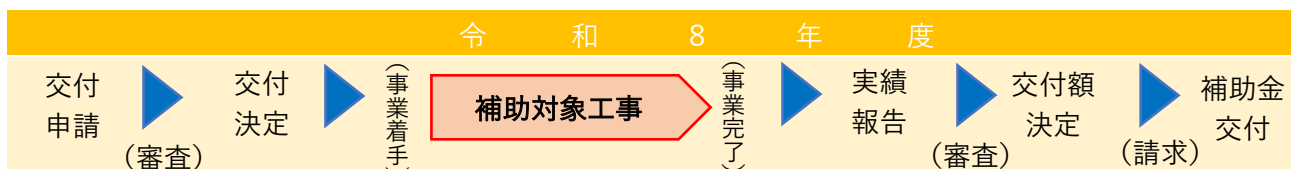
令和8年5月1日（金）～令和8年11月30日（月）

※ 申請前に契約された改修工事については対象外となります。なお、補助金の交付決定は不備のない申請書類を受け取った日から30日程度（訂正に係る期間を除く）かかります。余裕をもって申請手続きを行ってください。

※ 実績報告を令和9年2月12日（金）までに行う必要があります。

※ 交付申請年度に提出された交付申請の申請総額が当該年度の予算の上限額に達した時点で、受付を終了します。

(4) 補助対象事業の実施期間



ア 補助対象事業の実施期間（事業着手～事業完了）の考え方

事業着手：事業着手とは、相手方（補助対象設備の設置工事や補助対象建築物の建築工事を行う事業者）との契約締結行為又は工事着工日のいずれか早い方をいいます。

事業完了：事業完了とは、工事完了日又は工事費用の支払日のいずれか遅い方をいいます。

イ 提出期限

実績報告：補助対象事業が完了した日から起算して60日以内又は令和9年2月12日（金）のいずれか早い期日

補助金の請求：補助金交付額決定通知書（第16号様式）を受け取った日から14日以内

(5) 補助対象工事

表1 補助対象工事の種類

工事の種類	パターン①	パターン②
断熱改修工事 ※高性能建材（窓・ガラス、断熱材）のみに限る	必須 （ 窓・ガラス + 天井、壁、床のうち いずれか1部位以上 ）	必須 （ 住宅すべての 窓・ガラス の改修 ）
太陽光発電設備	任意	必須
蓄電池	任意	任意
空調機器（エアコン）	任意	任意
換気設備	任意	任意
照明機器（調光式 LED 照明）	任意	任意
給湯機器	任意	任意
コージェネレーションシステム	任意	任意

※ すでに補助要件の性能値を満たす高性能建材を用いた改修を実施されている場合は、そのことを証する書類*1を提出することで、新たな断熱改修を要せずに設備（太陽光発電・蓄電池・省エネ機器）のみを交付申請することが可能です。

*1 現況写真（該当箇所全て・対象範囲全体写真・製品名、型番、グレード、性能値、計測値が読み取れること）、設計図書（仕様書等）、メーカーカタログ、出荷証明書や納品書（発行日、納品日、施工日等、発行先、発行者、製品情報（メーカー名、製品名、型番）、数量・サイズ、数値等（複層ガラス中空層の厚さ、ガスの種類、断熱材の厚さ・性能値）が記載されていること。）など、対象の住宅で補助要件を満たす製品が実際に施工されていることを証明できる書類

表2 補助対象工事の補助率

工事の種類	補助率
断熱改修工事	補助対象経費の 2 / 3 (上限 1 2 0 万円/戸) (上記のうち玄関ドアは、上限 5 万円/戸)
太陽光発電設備	補助対象経費の 2 / 3 (すべての工事合わせて上限 3 0 0 万円/戸)
蓄電池	
空調機器（エアコン）	
換気設備	
照明機器（調光式 LED 照明）	
給湯機器	
コージェネレーションシステム	

- ※ 補助金額の計算方法は、本手引きのP15「(3) 補助対象経費と補助金交付申請額の算定について」を参照してください。
- ※ 補助金の額は、交付申請書を提出した時点の補助金予算残額（交付申請年度の予算の上限額から、当該年度に既に提出された交付申請の申請総額を減じた額）を超えないものとします。なお、複数の交付申請書が同時に提出された場合で、それらの交付申請額の合計額がその時点での補助金予算残額を超える場合は、補助金予算残額に申請額の比率（各交付申請額をそれらの交付申請額の合計で除した率）を乗じて得た額を超えないものとします。
- ※ 同一の住宅において、京都市脱炭素先行地域づくり事業に基づく本補助金の上限額の合計は **420 万円** です。上限額に達するまでは、複数回の申請が可能です。それぞれの申請ごとにすべての補助要件を満たす必要があります。
- ※ 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

(6) 補助要件・補助対象となる者及び住宅の要件

- ・ ア「補助の対象となる住宅」の要件を満たしていること。
 - ・ イ「申請できる方」の要件を満たしていること。
 - ・ 補助対象となる建築物の使用電力を、原則として実績報告時までに再生可能エネルギー100%電力にし、また、2030年度末まで継続すること（電力契約を小売電気事業者が提供する再生可能エネルギー100%電力プランに切り替えること）。
- ※ その他の条件については、本手引きのP12「4 断熱改修について（1）（2）」、P18「5 創・蓄・省エネ設備について（1）（2）」をご確認ください。

◆再生可能エネルギー100%電力とは？

再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱）によって発電された電力（小売電気事業者等の再エネメニューの活用又は再エネ等電力証書（地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における調整後排出量の算定・報告に利用可能な国内認証排出削減量・海外認証排出削減量）の活用による調達を含む。）をいいます。

以下ウェブサイトで京都市と連携している小売電気事業者の再エネ100%電気プランを紹介しています。 <https://zerocarbonkyoto.city.kyoto.lg.jp/enegrid/>

ア 補助対象となる住宅

- ・ 京都市内に存する戸建住宅であること
（リフォーム工事の工事請負契約日時点において、建築から1年が経過した住宅であること。）
- ※ 本事業において「建築日」は、原則、建物の登記事項証明書の写しに記載の新築日とします。
- ※ 共同住宅、長屋（テラスハウス含む）、併用住宅及び兼用住宅の店舗・事務所等部分は補助対象としない。

イ 申請できる方

- ・ 以下の いずれかに該当する方。
- (ア) 補助対象住宅を所有し、常時居住する個人（引越しする方など予定者を含む）。
- (イ) 買取再販業者等の法人（既存住宅を買い取り所有し、本補助金により改修を行った住宅を住宅購入者に販売する事業者）。
- ※ 申請者と工事契約者、補助金請求者等は同一の者であること。
- ※ 買取再販業者等の法人は、別の施工業者にリフォーム工事を発注する（工事請負契約がある）場合に限る。
- ※ 買取再販業者等の法人が補助金申請する場合、補助金額相当分が住宅購入者に還元されるものであること。
- ※ 買取再販業者等の法人が補助を受けた場合、原則として令和9年度末（2028年3月末）までに当該住宅を販売し、購入者が所有・居住したことが分かる登記事項証明書と住民票の写しを提出する必要があります。
- ※ 買取再販業者等の法人が、補助金の交付を受ける前に住宅購入者に販売した場合、補助金の交付ができませんのでご注意ください。

(7) 補助対象経費

- ・ 補助対象設備ごとの補助対象経費は、以下に掲げる表3のとおりです。
- ・ 断熱改修工事に必要とみなされない経費は対象外となる場合があります。

表3 再エネ設備整備（太陽光発電設備）、基盤インフラ整備（蓄電池）、省CO2等設備整備（断熱改修、高効率空調機器、高機能換気設備、高効率照明機器、高効率給湯機器、コージェネレーションシステム）

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、システムを用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金（1.35万円/kWを上限とする。））
	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。

業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。 PPA 契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。地方公共団体が交付金事業の執行にあたって直接必要となる事務費については別表第4による。

(8) 補助対象外経費の例

以下の経費は、補助対象外経費の一例です。

- ・ 補助金の交付決定が行われる前に発生した経費
- ・ 本補助金の申請手続きに係る費用(申請手続きの委託費や手数料)
- ・ 設備を設置するために行う建物の建築や基礎工事
- ・ 設備設置等にあたり必要な建築物の躯体に関する工事費
- ・ サイディング等の外壁材改修、外壁塗装、屋根葺替、屋根塗装、遮熱シート、防水工事、クロス、フローリング等の仕上げ材、網戸・雨戸・シャッター等の窓付属部材等に係る費用
- ・ 単なる設備等の撤去を行うことが目的の事業における費用※
- ・ 清掃費
- ・ 鉄くず等の有価物の処分利益、家電リサイクル法のリサイクル料金
- ・ アスベストの調査費用
- ・ 屋根材と一体となった断熱材
- ・ 販売事業者や工事会社などへの振込手数料
- ・ 導入した設備の保守管理や維持管理に係る費用、ランニングコストにあたる費用
- ・ 企画設計（設備の設置可否を判断する調査（FS 調査やポテンシャル調査等））
- ・ 電力会社や所轄行政機関等への申請・届出・登録に係る費用
- ・ 一般送配電事業者への接続検討申込みに係る費用
- ・ 商用化されていない設備や中古設備の導入に係る費用
- ・ ペロブスカイト型太陽光発電設備のように、現時点で実証段階の技術・設備

※設備の更新・入替のように、既存設備の取り外し・処分が新設の設備の設置にやむを得ず必要である場合には、必要最小限度の範囲の取り外し費用やこれらに伴う運搬費用及び処分費用に限り交付対象となり、新規の設備設置の場合は、設置に伴い発生する必要最小限度の配管・配線等の取り外し費用やこれらに伴う運搬費用及び処分費用のみが対象となります。

4 断熱改修について

(1) 断熱工事に係る補助対象製品の要件

- 以下、表4の性能値を満たす高性能建材（窓・ガラス、断熱材、玄関ドア）であること。

表4 補助対象となる製品の性能値

部位	性能値	
屋根	R	5.7 以上
天井	R	4.4 以上
外壁	R	2.7 以上
床（外気に接する部分）	R	3.4 以上
床（その他の部分）	R	2.2 以上
基礎壁（外気に接する部分）※床に区分されます	R	1.7 以上
基礎壁（その他の部分）※床に区分されます	R	0.7 以上
窓	U	2.3 以下
ドア	U	2.3 以下

※ Rは熱抵抗値（ $\text{m}^2 \cdot \text{K} / \text{W}$ ）、Uは熱貫流率（ $\text{W} / \text{m}^2 \cdot \text{K}$ ）を表します。

※ 京都市の省エネ基準地域区分は、『6地域』です。

※ 補助対象要件（性能値）に適合する断熱材等の具体的な製品については、断熱建材協議会や先進的窓リノベ2026事業のウェブサイトをご参考ください。

▼断熱建材協議会 http://dankenkyou.com/energy_saving2.html

▼先進的窓リノベ2026事業 <https://window-renovation2026.env.go.jp/>

(2) 補助対象となる断熱改修の要件

ア 改修する居室等と部位について

- 改修する部位を「表5 エネルギー計算結果早見表」に照らし合わせ、該当する組合せ番号の最低改修率の要件を満たすこと。
- 居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）を中心に改修すること。（居間又は主たる居室を含まない改修を行う場合は、改修率要件を満たしていても補助対象とならない。）
- 断熱材及び窓・ガラスは、外皮部分（外気に接する部分）のみを補助対象とする。
- 導入する断熱材及び窓・ガラスは、原則、改修する居室等の外皮部分（外気に接する部分）全てに設置・施工すること。
- 玄関外皮の窓を改修する場合、玄関ドアと一体でない窓・ガラスは改修すること。ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部（袖ガラス・欄間ガラス等）は改修の対象外としてもよい。

表5 エネルギー計算結果早見表

断熱改修 部位数	組合せ 番号	天井	外壁	床	窓・ ガラス	最低改修率
4 部位	1	○	○	○	○	25%以上
3 部位	2	○	○		○	25%以上
	3		○	○	○	25%以上
	4	○		○	○	25%以上
2 部位	5	○			○	25%以上
	6		○		○	40%以上
	7			○	○	40%以上
1 部位	8				○	100%

◆改修率について

- ① 住宅の延べ床面積を算出してください。
- ② 断熱改修する居室等と部位を決め、補助対象床面積を算出してください。
【補助対象床面積合計＝改修する居室等の床面積の合計】
- ③ 下記の計算式により、改修率を計算してください。

$$\text{改修率(\%)} = \frac{\text{補助対象床面積合計(m}^2\text{)}}{\text{延床面積(m}^2\text{)}} \times 100$$

- ④ 「エネルギー計算結果早見表」を確認してください。
※ ③で求めた改修率が早見表の最低改修率より上回っていれば申請ができます。
<参考例>天井、外壁、窓・ガラスの3部位改修の場合
⇒ 早見表から、組合せ番号は2、最低改修率は25%となります。
⇒ ③で求めた改修率が25%以上であれば、補助対象となります。

表5 エネルギー計算結果早見表（再掲）

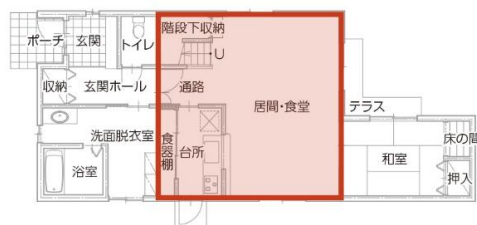
断熱改修 部位数	組合せ 番号	天井	外壁	床	窓・ ガラス	最低改修率
4 部位	1	○	○	○	○	25%以上
3 部位	2	○	○		○	25%以上
	3		○	○	○	25%以上
	4	○		○	○	25%以上
2 部位	5	○			○	25%以上
	6		○		○	40%以上
	7			○	○	40%以上
1 部位	8				○	100%

- ⑤ 最低改修率に達しない場合は、改修内容等の見直しを行ってください。
 - ・ 改修する居室等を増やし、改修率を上げる。
 - ・ 断熱改修部位の組合せを変更する。

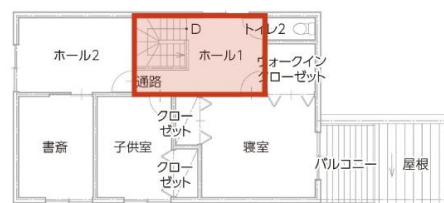
【注意事項】同一空間の考え方

間仕切りがなく、空間がつながっている場合（吹抜け、階段等）は、同一空間と見なし、改修する居室等に含んでください。

下図の場合、1階の居間・食堂を改修する場合は、階段で空間がつながっているホール1も改修する居室等に含む必要があります。



1階



2階

※ クローゼット・押入れ等は面している居室等に属するものとします。

イ 窓・ガラスの工法及び施工について

- ・ 窓の改修工法は、外窓交換（カバー工法^{※1}、はつり工法^{※2}）・内窓取付・ガラス交換とすること。
- ・ 以下の窓は改修しなくてもよい^{※3}。ただし、補助対象製品を用いて補助要件を満たす改修を行う場合は補助対象とする。

- 換気小窓（障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓）
- 換気を目的としたジャロジー窓
- 天窗
- 300mm×200mm 以下のガラスを用いた窓
- ガラスブロック
- テラスドア
- 勝手口ドア

- ・ テラスドア、勝手口ドアについて、ガラスの面積がドア面積の 50%以上の補助対象製品（製品にテラスドア、勝手口ドアの名称があるものに限る）を用いて改修する場合は補助対象とする。なお、採風・通風タイプは製品名に「採風・通風」があるものを使用すること。

※1 カバー工法：既存窓のガラスを取り外し、既存窓枠の上から新たな窓枠を覆い被せて取り付け、複層ガラス等に交換する工事をいう。

※2 はつり工法：既存窓のガラス及び窓枠を取り外し、新たな窓枠を取り付け、複層ガラス等に交換する工事をいう。

※3 改修しなくてもよい窓に該当する場合は、そのことが確認できる写真を提出すること（「300mm×200mm 以下のガラスを用いた窓」の場合は、スケールを当てた写真等）。

ウ 断熱材の施工について

- ・ 天井改修においては、改修する居室等にかかわらず、屋根の直下の天井、及び外気に接する天井の全てを改修^{※1}すること。
- ・ 床改修^{※2}において、その他の床も改修すること。当該部分は補助対象とする。
- ・ 床改修において、浴室の床及び玄関等の土間床は、断熱改修が困難な場合は改修しなくてよい。
- ・ 床を改修部位として選択し、2階を断熱改修する居室等とした場合、1階が改修の非対象の場合でも、2階床の直下（水平投影）の床は断熱改修すること。

※1 建物の構造的に改修ができない部分は改修しなくてもよい（天井全体面積の最大 15%まで）。

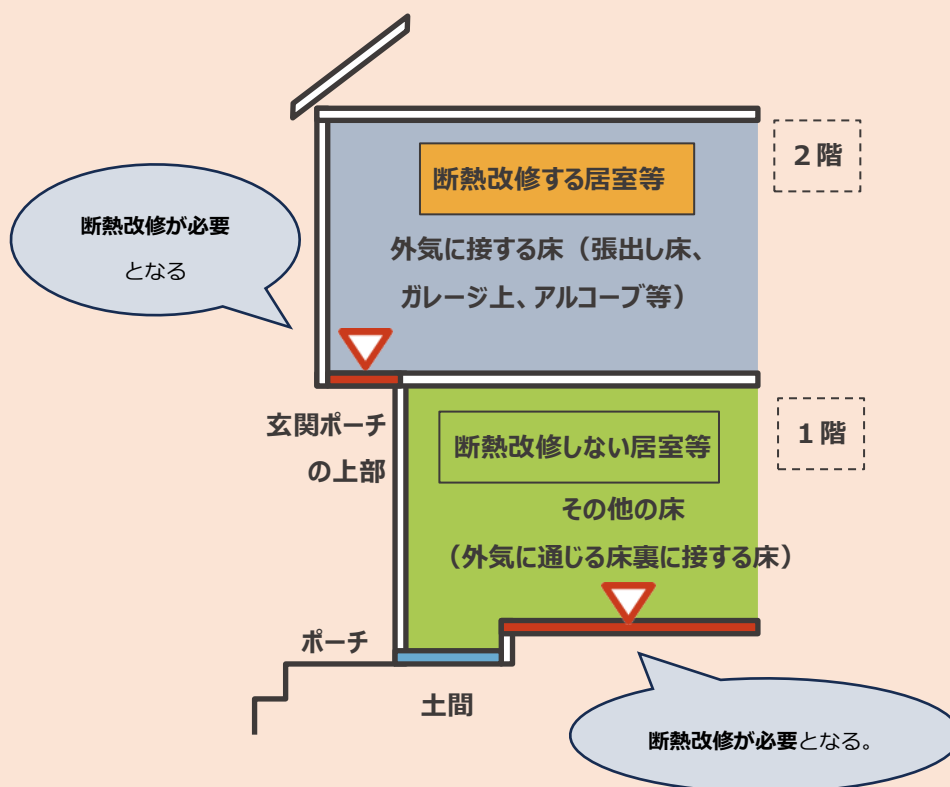
※2 外気に接する床（張出し床、ガレージ上、アルコーブ等）及びその他の床（外気に通じる床裏に接する床）をいう。

エ 既設の窓・ガラス・断熱材について

- ・ 交付申請時、申請する既存住宅に既に一部取り付けてある窓・ガラス・断熱材が、補助対象要件（性能値）に適合する製品である場合、その部分の改修はしなくてもよい。
- ・ ただし、改修しない場合は、改修しない部位を図面上に明示したうえで、本手引の P 31-35 交付申請時の必要書類に加えて、補助対象要件の性能値に適合した建材を用いて既に改修していることを示す書類[※]を提出してください。
- ・ なお、既に取り付けてある窓・ガラス・断熱材に係る経費は補助対象外とする。

※ 現況写真（該当箇所全て・対象範囲全体写真・製品名、型番、グレード、性能値、計測値が読み取れること）、設計図書（仕様書等）、メーカーカタログ、出荷証明書や納品書（発行日、納品日、施工日等、発行先、発行者、製品情報（メーカー名、製品名、型番）、数量・サイズ、数値等（複層ガラス中空層の厚さ、ガラスの種類、断熱材の厚さ・性能値）が記載されていること。）など、対象の住宅で補助要件を満たす製品が実際に施工されていることを証明できる書類

◆断熱改修の対象となる直下床断熱の考え方



床を改修部位として選択したときに2階を断熱改修する居室等にした場合、1階が非対象の場合でも、直下（水平投影）の床は断熱改修が必要です。ただし、土間部分は改修する必要はありません。2階張り出し床は、外皮扱いになるため断熱改修が必要です。

(3) 補助対象経費と補助金交付申請額の算定について

- 断熱改修工事全体の補助上限額は 120万円／戸とする。このうち玄関ドアは、補助上限 5万円／戸とする。
- 補助金交付申請額は、以下、A) と B) を比較していずれか低い金額（補助対象経費）に補助率を乗じて算定します（断熱改修経費明細書（別紙3）を提出すること）。
 - A) 改修部位ごとの施工面積に基準単価を乗じた金額の合計

$$= \text{施工面積 (m}^2\text{)} \times \text{基準単価 (円/m}^2\text{)}$$
 - B) 見積書の経費内訳のうち工事費等の補助対象経費の合計

$$\text{補助金交付申請額 (円)} = \text{補助対象経費 (円)} \times 2 / 3 \text{ (補助率)}$$

※ 算出された補助金の額に 1,000円未満の端数が生じた場合には、部位及び設備種別ごとにこれを切捨てるものとします。

(4) 施工面積について

- ・ 建築図面等をもとに表 6 より算出した面積を適用します。

表 6 施工面積の算出表

改修部位・改修工法		施工面積
断熱材	天井	平面図を真上から見て、水平投影 ^{※1} した天井の合計面積
	外壁	外気に接する壁の長さ、外壁の高さ (2.4m) ^{※2} と壁比率 (0.75) ^{※3} を乗じた合計面積
	床	改修を行う床の合計面積 ^{※4}
窓	外窓交換・内窓取付	導入予定の窓 (サッシ) の幅 (W) × 高さ (H) で求めた面積
ガラス	ガラス交換	導入予定のガラスの幅 (W) × 高さ (H) で求めた面積

※ 屋根断熱の場合も、勾配を考慮せず天井の水平投影面積とする (平面図の天井の求積図により算出)。

※ 外壁の各階の高さは一律 2.4m とする。

※ 開口部の面積を引いた外壁の面積を外壁全体の面積で除したものとし、一律 0.75 とする (開口部は玄関ドア、窓、換気口等を含む)

※ 基礎断熱においても、改修する床の合計面積を算出すること。

※ 天井、外壁及び床の施工面積を算出する際は、各階の面積合計の小数点以下第 3 位を切捨てること。

※ 天井、外壁、床の施工面積の求め方については、書類作成の手引き P9-12「関係図面-補助対象面積算出 (断熱改修のみ)」を参照

(5) 基準単価について

- ・ 補助対象製品のグレード及び改修部位ごとに定めた表 7 に示す単価をいいます。グレードとは京都市が各製品を性能値別に区分したものです。
- ・ 断熱材は熱伝導率 (λ 値)、窓・ガラスは熱貫流率 (U 値) により設定します。
- ・ 異なるグレードの断熱材を 2 層重ね貼りする場合は、優先順位 (D1 > D2 > D3 > D4) として、一つの基準単価のみを適用します。

【基準単価表】

表 7-1 断熱材 (単位: 円/㎡)

グレード () 内は λ 値	基準単価		
	天井	外壁	床
D1 (0.022 以下)	6,000	8,000	8,500
D2 (0.022 超過、0.032 以下)	5,000	7,000	7,500
D3 (0.032 超過、0.041 以下)	4,000	6,000	6,500
D4 (0.041 超過)	3,000		

表7-2 窓・ガラスのグレード

グレード	Uw 値
W1	1.1 以下
W2	1.1 超過、1.5 以下
W3	1.5 超過、1.9 以下
W4	1.9 超過、2.3 以下

表7-3 窓・ガラスのサイズ区分

サイズ区分	面積 ()内はガラス交換の場合
大	2.8 m ² 以上 (1.4 m ² 以上)
中	1.6 m ² 以上、2.8 m ² 未満 (0.8 m ² 以上、1.4 m ² 未満)
小	0.2 m ² 以上、1.6 m ² 未満 (0.1 m ² 以上、0.8 m ² 未満)
極小	0.2 m ² 未満 (0.1 m ² 未満)

表7-4 外窓交換（カバー工法）（単位：円/1製品）

グレード	窓のサイズ			
	大	中	小	極小
W1	440,000	326,000	218,000	218,000
W2	298,000	220,000	148,000	148,000
W3	234,000	174,000	116,000	116,000
W4	129,000	89,000	59,000	59,000

表7-5 外窓交換（はつり工法）（単位：円/1製品）

グレード	窓のサイズ			
	大	中	小	極小
W1	366,000	272,000	182,000	182,000
W2	236,000	174,000	118,000	118,000
W3	184,000	138,000	92,000	92,000
W4	122,000	84,000	53,000	53,000

表7-6 内窓取付（単位：円/1製品）

グレード	窓のサイズ			
	大	中	小	極小
W1	212,000	144,000	92,000	92,000
W2	130,000	88,000	56,000	56,000
W3	52,000	36,000	24,000	24,000
W4	39,000	27,000	18,000	18,000

表7-7 ガラス交換（単位：円/1製品）

グレード	窓のサイズ			
	大	中	小	極小
W1	110,000	68,000	22,000	22,000
W2	72,000	48,000	14,000	14,000
W3	60,000	38,000	10,000	10,000
W4	45,000	28,000	7,000	7,000

5 創・蓄・省エネ設備について

(1) 設備導入に係る補助対象事業の要件

- ・ エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- ・ 各種法令等に遵守した設備の導入等であること。
- ・ 補助対象設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、対象外とする。
- ・ 補助対象設備ごとの処分制限期間を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- ・ 整備する設備に係る調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り補助対象に含めることとし、その補助率等は当該設備整備の補助率等と同じとする。
- ・ 補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、入札又は2者以上の業者から見積書を取得し、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(2) 補助対象設備ごとの補助要件

表8 補助対象設備ごとの補助要件

補助対象設備	補助要件
太陽光発電設備	<p>a 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。</p> <p>b 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。</p> <p>c 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。</p> <p>d 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の（a）～（l）をすべて遵守していることを確認すること。</p> <p>(a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。</p> <p>(b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。</p> <p>(c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。</p> <p>(d) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。</p> <p>(e) 20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。</p> <p>(f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。</p>

- (g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
 - (h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
 - (i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
 - (j) 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。
 - (k) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
 - (l) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。
- e PPA の場合、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 9/10 とすることができる）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
- f リース契約の場合、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。
- f 次の (a) ～ (c) のいずれかを満たすこと。
- (a) 当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の 30%以上を当該需要家が消費すること。ただし、業務用については、当該需要家が消費する電力量を含めて 50%以上を脱炭素先行地域内で消費することとし、当該需要家が消費しない再エネ電力については、(c) に準じること。
 - (b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。
 - (c) 本事業により脱炭素先行地域に導入した再エネ発電設備で発電した電気を、系統を用いて脱炭素先行地域内に供給する場合については、供給先を提案者又は共同提案者である地方公共団体内の脱炭素先行地域内の需要家（当該再エネ発電設備と同一都道府県内の需要家に限る。（※1））に限定し、原則脱炭素先行地域内で消費すること（(a) 及び (b) の場合を除く。）。ただし、発電量や需要量の変動によりやむを得ず余剰電力（※2）が生じ、脱炭素先行地域内で消費できずに域外に売電する場合は、売電により得られた収入は、本事業で導入した設備等の維持管理・更新や脱炭素先行地域の実現のための費用に充てること。
- ※1 ただし、脱炭素先行地域に選定された際に、地域間連携の取組として評価された場合はその限りではない。
- ※2 発電量の 30%以内とする。

	<p>【リプレースの場合（※）：gを満たすこと】 g 次の(a)～(d)のすべてを満たすこと。 (a) リプレース後に発電容量が増加するなど、再エネ導入において CO2 削減効果に追加性があること。 (b) リプレース前の太陽光発電設備が法定耐用年数期間を満了していること。 (c) リプレース前の設備において、FIT 認定を受けている場所でないこと（卒 FIT でないこと）。 (d) リプレース前に使用していた架台等については、引き続き使用できるかどうかの検討を十分に行うこと。 ※ 既存設備の取外し・処分費用等を交付対象として設備更新する場合</p>
蓄電池	<p>【共通】 a 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 b 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 c PPA の場合、PPA 事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が本事業により導入する蓄電池と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 9/10 とすることができる。）。サービス料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 d リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>【業務用蓄電池（4,800Ah・セル相当のkwh以上）：eを満たすこと】 e 京都市火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。</p> <p>【家庭用蓄電池（4,800Ah・セル相当のkwh未満）：f～kの全てを満たすこと】 f 蓄電池パッケージ (a) 蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナ等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、JIS C 4413 で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。 g 性能表示基準 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。 (a) 初期実効容量 製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、JIS C 4413 を参照すること）</p>

	<p>(b) 定格出力 定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。</p> <p>(c) 保有期間 法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。</p> <p>(d) 廃棄方法 使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。</p> <p>【表示例】 「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」</p> <p>(e) アフターサービス 国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。</p> <p>h 蓄電池部安全基準 JIS C 8715-2 又は IEC62619 の規格を満足すること。</p> <p>i 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2 の規格も可とする。 ※JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。</p> <p>j 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。</p> <p>k 保証期間 メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。 ※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。 ※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。 ※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。 ※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。 ※JIS C 4413 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。</p>
高効率空調機器 高機能換気設備 高効率照明機器 高効率給湯機器 コージェネレーションシステム	<p>【共通】</p> <p>a 民生部門の電力需要家において、設備の稼働に伴い、電力を使用する場合は、当該設備における想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続するものであること。ただし、再エネ発電設備が設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、その不足分を再エネ電力証書（グリーン電力証書、再エネ電力由来クレジット、FIT 非化石証書又は非 FIT 非化石証書（再エネ指定））の購入又は再エネ電力メニューからの調達で補うことができることとする。</p>

【高効率空調機器：b を満たすこと】

b 従来の空調機器等に対して省 CO2 効果が得られるもの。

【高機能換気設備：c を満たすこと】

c 平時に活用するものであり、次の (a) ～ (c) の要件を全て満たすこと。

(a) 全熱交換器 (JIS B 8628 に規定されるもの) であること。

(b) 必要換気量 (1 人あたり毎時 30 m³以上※) を確保すること。

(c) 熱交換率 40%以上 (JIS B 8639 で規定) であること。

※建築物の構造上、一人あたり毎時 30 m³を満たすことが難しい場合は、当該建築物に合致する最大の換気量で設計すること。「換気の悪い密閉空間」を改善するための方法や、必要換気量については、「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」令和 2 年 3 月 30 日厚生労働省「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」を確認すること。

【高効率照明機器：d を満たすこと】

d 調光制御機能を有する LED に限る。

調光制御機能を有する LED とは、次の①～③のいずれかの機能を有する LED のことを指す。

①スケジュール制御

予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能

②明るさセンサによる制御

明るさセンサからの信号により、自動的に点滅又は予め設定した照度に調光制御する

③在不在調光制御

人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する

【高効率給湯機器：e を満たすこと】

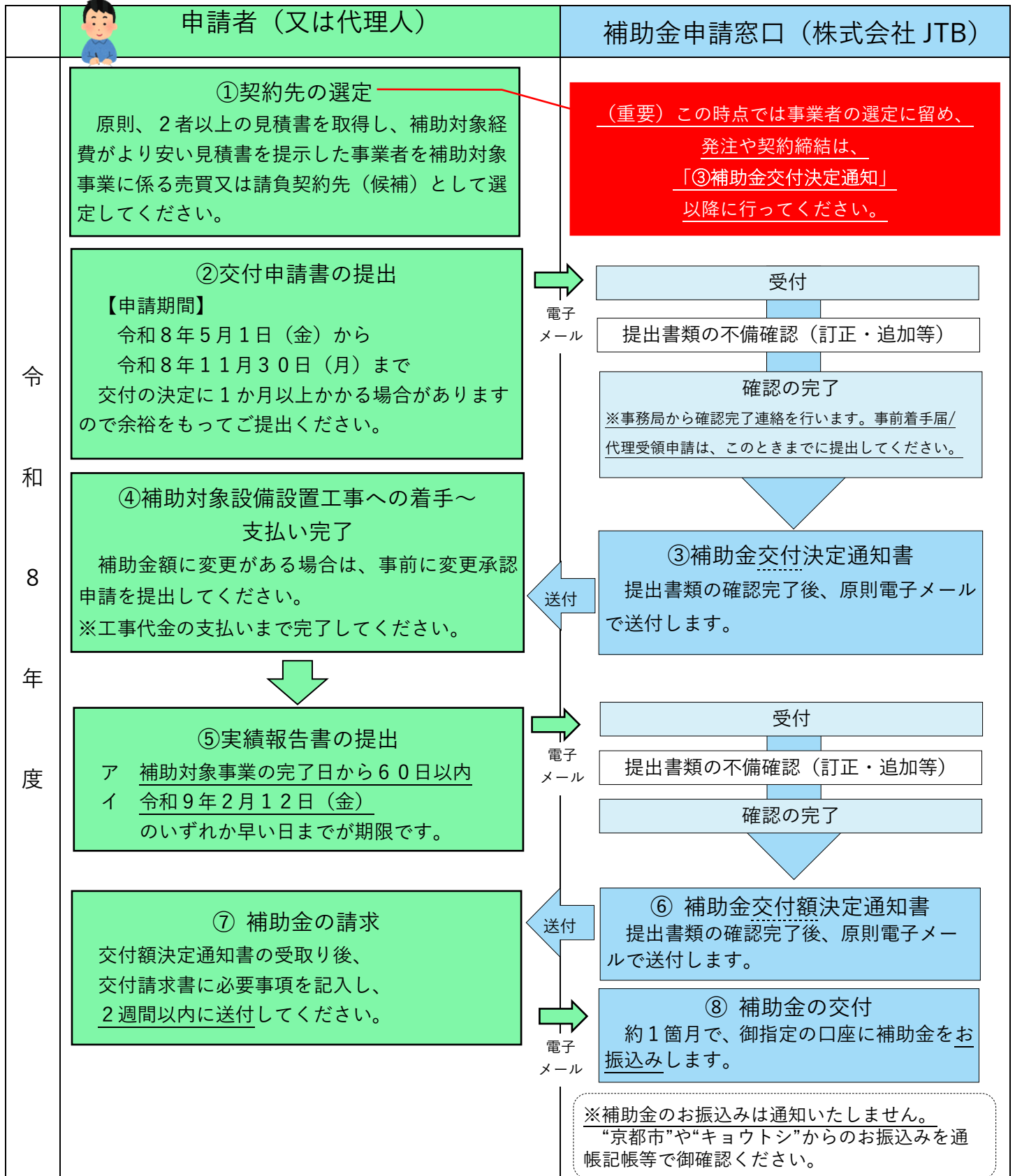
e 従来の給湯機器等に対して省 CO2 効果が得られるもの。

【コージェネレーションシステム：f を満たすこと】

f 都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。温泉付随ガスを燃料とする場合は、温泉法第 14 条の 2 の規定による温泉の採取の許可を受け、又は同法第 14 条の 5 の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けて採取されているものであること。

6 申請手続の流れ

(1) 補助金申請の流れ



(2) 手続きの留意事項

ア 主な内容について

- ・ 補助金の交付を受けるには、「交付申請」・「実績報告」・「補助金請求」の手続きが必要です。
- ・ 申請書類等の提出は、補助金事務局宛に原則電子メールで行ってください。
- ・ 受付期間内に交付申請を行ってください。受付・審査後、交付決定通知書を送付します。
- ・ 補助対象工事の契約及び着工は、必ず交付決定通知日以降に実施してください。交付決定を通知する前に実施したものについては、補助金の交付対象とはなりません。ただし、次の①、②のいずれかに該当する場合にはこの限りではありません（補助要件を満たす必要があります）。
 - ① 申請者が居住・所有する住宅の場合で、令和8年4月9日から令和8年4月30日までに事業着手したとき
 - ② やむを得ない事由により、交付決定通知前に事業着手しようとする場合において、交付申請時に京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金事前着手届（第2号様式）を提出し、受理されたとき
 - ※ 事前着手届提出時には、交付申請時の必要書類がすべて揃っている必要があります。
 - ※ 事業着手の理由によっては、受理できない場合があります。
- ・ 申請手続き後に交付申請額に変更が生じる場合は、原則として、工事着工前に必ず変更の手続きを行ってください。（軽微な変更を除く。）
- ・ 工事の中止・廃止をするときは、廃止申請の手続きを行ってください。
- ・ 工事内容の確認のため、現場検査を実施することがあります。
- ・ 交付申請等の手続きについて、申請者が他の者から支援を受ける場合、その費用等について申請者と支援者の両方で事前に合意し、トラブルにならないように留意してください。なお、同手続きによって支援者が報酬を受ける場合は、行政書士法の規定にご留意ください。

イ CO2削減効果について

- ・ 補助対象事業の実施に伴いCO2削減効果があることを申請書類上でお示しいただく必要があります。CO2削減効果が見込めない事業は補助対象外となりますので、導入設備の選定に当たっては、予めCO2削減効果を見込むことができるかどうかご確認のうえ導入設備を決定してください。

ウ 見積書の取得について

- ・ 補助対象事業を遂行するために請負契約等を行う場合、契約先の選定を一般の競争に付す必要があります。その手法の1つとして、原則、同条件（仕様が同じ）で2者以上の見積書を取得し、補助対象経費が安い方の見積書を提示した事業者を補助対象事業の契約先として選定してください。

※「補助対象経費」については、本手引のP10-11をご参照ください。

※補助対象経費は原則、補助対象設備ごとに安いかどうかの比較を行います。そのため、補助対象設備ごとの補助対象経費の金額が分かる見積書を2者以上（選定しない方の事業者が作成したものを含む。）から取得する必要があります。ただし、「太陽光発電設備」と「蓄電池」については、その性質上不可分である（一帯の工事とみなせる）ことから、同時設置する場合に限り、補助対象設備ごとではなく、両設備の補助対象経費の合計額が安い方の見積書を採用してもよいこととします。

※見積書の取得に当たっては、宛名（申請者の氏名又は法人名称）、発行日（交付申請前の日付）、施工場所所在地、経費の内訳が明記された見積書を事業者から取得してください。また、補助対象経費について、見積書の経費内訳のうちどの項目を補助対象経費に含めたか不明瞭な場合は、補助対象経費に含めた費用

を示す書類を添付するほか、見積書の値引き額や調整費について、見積書のどの項目から減額されているか不明瞭な場合は、それが確認できる書類を添付してください。

- ・ ただし、断熱改修については、一般の競争に付すことが困難又は不適當であることから、2者以上の見積書取得を不要とします。
- ・ また、その他の補助対象設備についても、一般の競争に付すことが困難又は不適當であると京都市が認める場合※¹については、随意契約※²を行うことができます。以下の事由に該当する可能性がある場合は、交付申請前に窓口までご相談ください。

※¹ 単に時間的猶予がないという理由のみでは認められません。下記等が該当します。

- ・ 契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素（契約の目的物の性能、技術その他の履行の内容、又は履行方法等）における競争（コンペ、プロポーザル）によって契約の相手方を選定する必要がある場合
- ・ その他一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合

※² 競争によらず、任意に特定の相手方を選定して契約する方法のこと

エ 写真の撮影について

- ・ 補助金のご利用にあたっては、工事の着工前や工事中、完了後の写真の提出が必要となります。
撮影を忘れた場合、補助金を交付できないことがありますので、予め以下の表をご確認いただき、必要な写真をご撮影ください。

※ 各段階でどのような写真が必要となるのかについては、以下表9をご参照ください。

※ 空調の室外機や照明等の設置後の銘板写真など、設置設備によっては工事完了後には撮影が困難となる場合がありますので、必要に応じて工事中に撮影を行う等の対応を行うよう、十分ご注意ください。

表9-1 写真撮影の要否

補助対象設備	導入前設備 (既設)銘板	導入前設備 (既設)外観※	工事中 写真	導入設備 銘板	導入設備 外観	導入建物 の全景
断熱改修(窓)	△	○	○	○	○	○
断熱改修(断熱材)	—	—	○	○	○	○
太陽光発電設備	△	○	—	○	○	○
蓄電池	△	○	—	○	○	○
高効率空調機器	△	○	—	○	○	○
高機能換気設備	△	○	—	○	○	○
高効率照明機器	△	○	—	○	○	○
高効率給湯機器	△	○	—	○	○	○
コージェネレーションシステム	△	○	—	○	○	○

○：要撮影、△：既設性能の型番・性能判定に利用する場合のみ、—：撮影不要

※ 交付申請額に撤去費用を含む場合は交付申請時に、含まない場合は実績報告時にご提出ください。

- ・ 写真は、工事が行われたことを確認するために必要です。工事前後の違いがわかりにくいものは、違いの分かる部分の写真を追加するなどしてください。
- ・ 補助の対象となる工事ごとに工事前、工事中、工事後の写真を同一アングルで撮影し、分かりやすくまとめてください。写真の撮影箇所がわかるように各写真に番号や符号などを付け、計画図面や見積書等の番号や符号と対応させてください。
- ・ 写真撮影の際は、「工事名」「撮影日」「撮影箇所」を記載した黒板等を一緒に撮影してください。
- ・ 必要な写真は原則として以下のとおりです。特に工事前、工事中の写真の撮り忘れがないようにご注意ください。

※ 断熱工事の写真の撮影方法については、以下URLの環境省「既存住宅の断熱リフォーム支援事業の交付決定後の事業の手引き(トータル断熱)」や「先進的窓リノベ 2026 事業の交付申請の手引き」を参考にしてください。

▼トータル断熱 https://www.heco-hojo.jp/danref/formats_R7_09.html

▼先進的窓リノベ 2026 <https://window-renovation2026.env.go.jp/document-download/>

表 9-2 工事写真撮影のポイント (窓・ガラス/ドア)

	窓・ガラス/ドア
①施工前	<input type="checkbox"/> 既存窓の写真 <input type="checkbox"/> 窓全体が写っている。(カーテン等で隠れていない) <input type="checkbox"/> 増築等により開口部を増設する場合、改修前の外観が確認できる <input type="checkbox"/> すべての改修箇所撮影した
②施工中 ・ 施工後	<input type="checkbox"/> 新設窓の写真 <input type="checkbox"/> ①と同一アングル <input type="checkbox"/> 窓全体が写っている。(カーテン等で隠れていない) <input type="checkbox"/> 仕様が分かるラベルが写っている (全体写真で見えない場合は個別可) <input type="checkbox"/> すべての改修箇所撮影した

※ それぞれの写真がどの箇所を撮影したものか、図面上の番号を付してください。

※ 平面図上でどのアングルから撮影したか図示するなど、わかりやすく示してください。

表 9-3 工事写真撮影のポイント (天井/外壁/床)

	天井/外壁/床
①施工前	<input type="checkbox"/> 解体撤去前の写真 <input type="checkbox"/> 施工面全体が写っている (写り切らない場合は複数枚可) <input type="checkbox"/> 使用する製品が現場に納品されていることが分かる写真 <input type="checkbox"/> 量が分かる <input type="checkbox"/> スケールで厚みが分かる (ボードやグラスウール等の場合) <input type="checkbox"/> 製品名が分かる
②施工中 ・ 施工後	<input type="checkbox"/> 断熱材を敷設していることが分かる写真 <input type="checkbox"/> 施工面全体が写っている (写り切らない場合は複数枚可) <input type="checkbox"/> 断熱材を重ね貼り施工する場合は、重ねたことがわかる <input type="checkbox"/> スケールや厚み検査ピンで厚みが分かる (吹付・吹込の場合) <input type="checkbox"/> 製品名が分かる (ボードやグラスウール等の場合)

※ それぞれの写真がどの箇所を撮影したものか、図面上の番号を付してください。

※ 平面図上でどのアングルから撮影したか図示するなど、わかりやすく示してください。

※ 改修面積に含まれる部分で写っていない部分がないようにしてください。

オ 再エネ 100%電力への切り替えについて

本補助金を利用される場合は、原則、実績報告書の提出までに、補助対象設備を導入する建築物又は補助対象となる建築物の使用電力を、再エネ100%電力*にし、また、2030年度末まで継続することが本補助金の交付要件です。

※ 補助対象設備となる高効率照明機器が「街灯」であるなど、建築物以外に設備を設置する場合は、当該設備の稼働に伴う使用電力を指します。

※ 再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱）によって発電された電力のことをいいます。再エネ発電設備を設置していない場合は、小売電気事業者が販売する再エネ電力メニューを契約したりすることで、建築物で使用する電力を再エネ100%電力に切り替えることができます。以下ウェブサイトで京都市と連携している小売電気事業者の再エネ100%電気プランを紹介しています。

<https://zerocarbonkyoto.city.kyoto.lg.jp/enegrid/>

カ 脱炭素先行地域ポータルサイト「脱炭素京都」*での事例紹介について

脱炭素先行地域は、2050年カーボンニュートラルに向けて、2030年度までに民生部門の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現するモデルとなる地域です。当該モデルを京都市内はもとより全国に波及させるため、脱炭素先行地域ポータルサイト「脱炭素京都」（以下「ポータルサイト」という。）では、本補助金を活用した設備導入等の事例を紹介しますので、ご協力をお願いします。

※ 「脱炭素京都」はこちら→<https://zerocarbonkyoto.city.kyoto.lg.jp/>

(3) 提出期限（一部再掲）

ア 実績報告

補助対象事業が完了した日から起算して60日以内又は令和9年2月12日（金）のいずれか早い期日

イ 請求書

補助金交付額決定通知書（第16号様式）を受け取った日から14日以内

ウ その他の手続

a 変更申請

以下のいずれかに該当する変更を行おうとしたとき

- ・補助金の交付予定額の増減を伴う変更
- ・補助対象設備の数量の増減を伴う変更

※ 申請内容の変更に伴い変更契約を必要とする場合は、変更契約の締結までに京都市から変更承認通知を受け取っている必要があります。

b 廃止申請

交付決定を受けた補助対象事業の実施を取りやめようとしたときから令和9年2月12日（金）まで

c 取下げ（交付決定内容又はこれに付された条件に不服があり申請を取り下げたい場合）

交付決定通知を受け取った日の翌日から起算して20日を経過した日まで

d 自家消費割合の報告（太陽光発電設備（オンサイト）のみ）

事業完了日の属する年度の翌々年度の7月31日まで

※ 令和8年度に補助金の交付を受けた場合、令和10年7月31日まで

7 その他留意事項について

(1) 工事の法律・条例上の注意事項について

- ・ 京都市内は、多くの地域で景観の規制があり、手続が必要となる場合があります。工事に伴い屋根や外壁、窓・ドアの色等が変わる場合には、お住まいの地域の基準に合っているかご確認ください。なお、手続には時間を要しますので、余裕をもって手続をしてください。詳しくは、「書類作成の手引き P20-24」をご確認いただいたうえで、京都市役所 都市計画局 景観政策課 都市デザイン担当（222-3474）又は風致保全課（222-3475）にご相談ください。
- ・ 防火地域又は準防火地域で延焼のおそれがある部分において外窓交換やガラス交換を行う場合、防火設備（網入りガラスなど）とする必要があります。
- ・ その他、工事にあたっては、関連する法令を十分確認のうえ行ってください。

(2) 工事にあたって、関係者への確認について

- ・ 工事を行う住宅を複数の者で共有している場合には、共有者全員の同意を得てください。

(3) 取得財産等の処分について

- ・ 本補助金を活用して取得又は効用の増加した財産を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等について市長の承認を受ける必要があります。またその際、補助金の返還が発生する場合があります。補助対象設備ごとの処分制限期間は、以下表10をご参照ください。

※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊す（廃棄を含む。）こと等をいいます。

表10 補助対象設備ごとの処分制限期間

補助対象設備		処分制限期間	
太陽光発電設備		17年	
蓄電池		6年	
既存住宅断熱改修		10年	
高効率空調機器※	器具及び備品（家庭用）	6年	
	建物附属設備 （業務用）	冷凍機出力22kW以下	13年
		その他	15年
高機能換気設備		15年	
高効率照明機器		15年	
高効率給湯機器		6年	
コージェネレーションシステム		15年	

※ 冷却装置、冷風装置等が一つのキャビネットに組み合わされたパッケージドタイプの空調機器であっても、ダクトを通じて相当広範囲にわたって冷房するものは、「器具及び備品」に該当せず、「建物附属設備」の冷房設備に該当します。

※ 建物の構造または用途によっては個別の判断が必要な場合があります。法定耐用年数に関しては、所轄の税務署にお問合せください。

- ・ 買取再販業者等の法人が本補助金によって、既存住宅断熱改修を行った住宅を住宅購入者に販売する場合、京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要領19条の「財産処分の制限」にかかる規定が、住宅購入者に継承される必要があります。また、住宅購入者は、京都市又は京都市が、必要があると認める報告や検査等に対応する必要があります。詳しくは、京都市にお問い合わせください。

(4) 他の補助金の併用について

- ・ 同一の断熱材及び窓・ガラス等の設備に対して、本補助金以外の国費が充当されている補助制度（国の予算による補助制度）から補助を受けることはできません。
- ・ 本補助金以外の補助金の交付を受けようとする場合又は受けた場合の補助金の額は、補助対象経費から本補助金以外の補助金の額を除いた額を上限とします。

(5) アンケートについて

- ・ 京都市の必要に応じて、補助対象事業の実施に関するアンケート等を実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。

(6) 京都市から申請者へ送付する文書の押印見直しについて

- ・ 京都市が申請者へ送付する文書（交付決定通知書、交付額決定通知書、事業開始承認通知書等）について、押印を省略しています。
- ・ 申請者の事情（社内規定等）により押印が必要となる場合及び電子メールでのやり取りが困難な場合には、押印した文書を郵送にて送付いたしますので、申請時にお伝えください。
- ・ 押印を行わない文書については、電子メールにより送付いたします（申請者が団体の場合は、複数名のメールアドレス（共用メールアドレスの場合は、1アドレス）へご送付いたします）。なお、押印を行わない代わりに、送付する文書に、文書番号、担当室の担当者の氏名、連絡先を明記いたしますので、ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

(7) その他の申請について

ア 事前着手届

やむを得ない事由により、事業開始承認通知前に補助対象事業を実施しようとする場合は、事業開始承認申請時から市長の確認の完了までに事前着手届（第2号様式）を市長に提出してください。なお、**本届出の提出をもって補助金の交付決定等が保証されるものではありません**。補助金の交付決定又は事業開始承認通知がなされなかった場合又は交付決定を受けた補助額が交付申請額に達しない場合においても異議を申し立てることはできず、本届出をもって補助金の交付決定等がなされない場合があることを十分に理解した上で事業に着手するようにしてください。

イ 代理受領申請

代理受領制度の利用を希望する場合、同制度を利用することについて必ず申請者と事業実施者双方で合意のうえ手続きを進めてください。原則として、補助金の申請手続きと同時に代理受領事前届出書（第22号様式）を市長に提出してください。遅くとも「実績報告書」を提出する2週間前までには手続きが必要です。これを受けて、代理受領事前届出確認通知書（第23号様式）を申請者に通知します。

補助金額決定後に市に補助金を請求する際、代理受領に係る委任状（第27号様式）を提出して下さい。この委任状をもって、補助金を直接事業実施者へ支払います。

届出確認通知前に代理受領を取り下げたい場合は、メール等の記録に残る形で申請受付窓口まで取り下げたい旨をお知らせください。

届出確認通知後に代理受領を取り下げたい場合は、代理受領事前届出取下届（第24号様式）を提出してください。申請内容に変更があった場合は、すみやかに代理受領変更届（第25号様式）を提出してください。補助金の申請そのものを取り下げたり、工事を中止したりした場合は、自動的に代理受領も取り下げられたこととなります。

ウ 変更承認申請

補助金の交付予定額の増減を伴う変更を行おうとする場合、予め変更承認手続きを行う必要がありますので、変更承認申請書（第9号様式）に以下の書類を添えて提出してください。申請内容の変更に伴い変更契約を必要とする場合は、変更契約の締結までに京都市から変更承認通知を受領する必要があります。

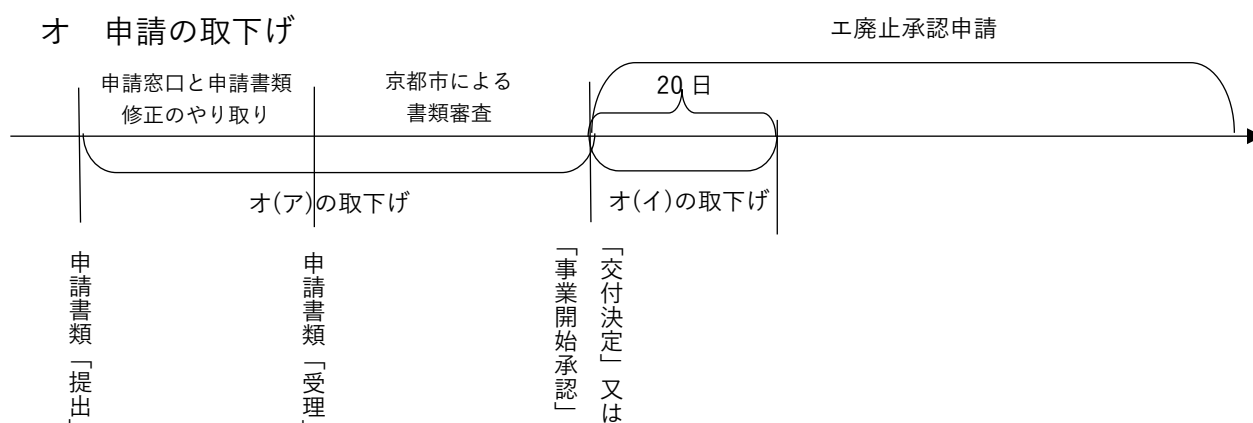
【添付書類】

交付申請時に提出した添付書類のうち変更予定のもの

エ 廃止承認申請

交付決定を受けた補助対象事業の実施を取りやめようとする場合※は、廃止承認手続きを行う必要がありますので、補助対象事業の実施を取りやめようとしたときから令和9年2月12日（金）までの期間に廃止承認申請書（第12号様式）を提出してください。

オ 申請の取下げ



(ア) 交付申請書、事業開始承認申請書又は事前着手届の交付決定前又は事業開始承認前までの期間に申請を取り下げたい場合

⇒メール等の記録が残る方法で申請受付窓口まで取り下げたい旨をお知らせください。

(イ) 交付決定内容又はこれに付された条件に不服があり申請を取り下げたい場合

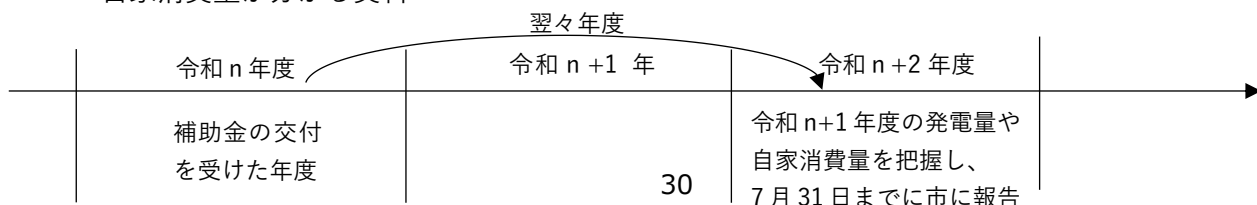
⇒交付決定通知を受け取った日の翌日から起算して20日以内※に交付申請取下書（第8号様式）を提出してください。それ以降に申請を取り下げたい（取りやめたい）場合は、10(2)の「廃止承認申請」の手続を行ってください。

カ 自家消費割合の報告（太陽光発電設備（オンサイト）のみ）

太陽光発電設備（オンサイト）に係る補助金の交付を受けた方は、事業の完了の属する年度の翌々年度の7月31日までに、自家消費割合実績報告書（第21号様式）に以下の書類を添えて提出してください。

【添付書類】

- ・発電量が分かる資料
- ・自家消費量が分かる資料



8 提出書類と確認事項

- ・ 別紙「書類作成の手引き」を必ずご確認ください。
- ・ 工事前や工事中の写真の撮り忘れがないように注意してください。取り忘れがあると補助金を交付できない場合があります。(P25-26「写真の撮影について」参照)
- ・ 補助金に係る全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。不正行為が認められたときは、交付決定を取り消します。補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨が規定されています。
- ・ 京都市が以下に示す書類以外が審査に必要と判断し、提出を求めた場合は応じてください。

(1) 工事前の手続（交付申請）について

提出書類と確認事項		書類作成 の手引き等
【共通】		
<input type="checkbox"/> 交付申請書（第1号様式）		様式欄外
<input type="checkbox"/> 事業計画書（別紙1）		様式欄外
<input type="checkbox"/> 本人確認書類	<input type="checkbox"/> 有効期限内のもの ※住民票、現在事項又は履歴事項証明書の写しの場合、発行後3箇月以内のもの。 【個人】 住民票の写し、運転免許証、マイナンバーカード等 ※氏名及び住所が確認できること。 ※マイナンバーが記載されているものは該当箇所を隠してください。 【法人】 現在事項又は履歴事項証明書の写し等 ※以下の内容が確認できること。 <input type="checkbox"/> 商号又は名称 <input type="checkbox"/> 本店又は主たる事務所の所在地 <input type="checkbox"/> 代表者の職名及び氏名	
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書の写し（建物登記）	<input type="checkbox"/> 発行後3箇月以内のもの <input type="checkbox"/> 改修する住宅を所有していること及び住所を証するもの ※今後、引越し予定等で改修する住宅を所有していない場合は、実績報告時に再提出してください。	
<input type="checkbox"/> 付近見取図（任意様式）	<input type="checkbox"/> 補助対象設備の設置場所又は補助対象建築物の所在地が容易に特定できるもの <input type="checkbox"/> 補助対象設備の設置場所の景観等規制が分かる資料	P14
<input type="checkbox"/> 見積書（任意様式）	<input type="checkbox"/> 同条件で2者以上の見積書を取得している（断熱改修は相見積不要） <input type="checkbox"/> 宛名が交付申請書（第1号様式）に記載の申請者と一致 ※（法人の場合）名称・代表者の職名・氏名まで記載されていること。 <input type="checkbox"/> 工事等の実施場所所在地が記載されている <input type="checkbox"/> 補助対象経費と補助対象外経費の別がわかる	P4-7

	<p>【採用分】</p> <p><input type="checkbox"/>補助対象経費の合計金額が相見積よりも安価である（補助対象設備ごとに比較）</p> <p><input type="checkbox"/>見積内訳の各行が別紙2のどの費目（細分）に該当するかわかる（値引き額についても同様）</p> <p><input type="checkbox"/>補助の対象となる工事の種類ごとの工事費が分かるよう、見積書の項目は工事の種類ごとに分かれており、複数設備に係る費用及び値引き額については適切に按分されている</p> <p><input type="checkbox"/>補助の対象となる工事に要する費用の合計がわかる</p> <p><input type="checkbox"/>消費税などが除かれ記載されている</p> <p><input type="checkbox"/>メーカー名、商品名、施工面積を記載し、計画図面や写真に記載する番号等と対応させ、わかりやすく整理されている</p> <p>※補助対象となる工事で値引きがある場合、補助の対象となる工事に要する費用は値引き分を引いた費用となります。</p>	
<input type="checkbox"/> CO2 削減量計算書	<p><input type="checkbox"/>補助対象設備ごとに CO2 削減効果がある</p> <p><input type="checkbox"/>算定に用いた性能値がカタログ等と一致</p> <p>※太陽光発電設備と合わせて導入する蓄電池については提出不要です。</p>	様式欄外
<input type="checkbox"/> 予定工程表 (任意様式)	<p>以下の実施予定時期がわかるもの</p> <p><input type="checkbox"/>契約予定日 <input type="checkbox"/>工事予定期間 <input type="checkbox"/>支払予定日</p>	P8
<input type="checkbox"/> 電力需要計算書（別紙4）		様式欄外
<input type="checkbox"/> 交付申請用チェックシート		
<input type="checkbox"/> 事前着手届（第2号様式）	<p>※申請から交付決定までの間にやむを得ない事由により事業に着手せざるを得ない場合のみ。</p> <p>※事前着手届の提出をもって、補助金の交付決定等が保証されるものではありませんのでご注意ください。</p>	様式欄外
<input type="checkbox"/> 代理受領事前届出書（第22号様式）	<p>※代理受領制度の利用を希望する場合のみ。</p>	様式欄外
<input type="checkbox"/> 設置施設に関する同意書（別紙6）	<p>※申請者と住宅の所有者が同一でない場合や、住宅が共有名義の場合のみ。</p>	様式欄外
<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類等	<p>※必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。</p>	
【断熱改修】		
<input type="checkbox"/> 断熱改修経費明細書（別紙3）		様式欄外
<input type="checkbox"/> 住民票の写し	<p><input type="checkbox"/>発行後3箇月以内のもの</p> <p><input type="checkbox"/>改修する住宅に居住していることを証するもの</p> <p>※本人確認書類と同様の場合は計1部のみ提出してください。</p>	

	※今後、引越し予定等で改修する住宅に居住していない場合は、実績報告時に再提出してください。	
□関係図面（住宅の外観、階層構造、間取り、延床面積、補助対象床面積、改修箇所、窓の位置が確認できる平面図、立面図、求積図、求積表、工事計画図面）		
□仕様書、カタログ等（任意様式）	<input type="checkbox"/> 窓・断熱材が指定の性能値を備えることがわかるもの <input type="checkbox"/> 補助対象設備の型番や仕様がわかる <input type="checkbox"/> 見積書と型番や仕様が一致 ※複数の設備が掲載されている場合は、導入予定の設備が簡易に判別できるよう該当部分を囲うなどしてください。 ※内窓設置の場合は既存窓と合わせた性能が確認できる資料が必要です。	
□改修する住宅の全景写真 ※全景が確認できるよう、複数のアングルから撮影してください。 ※窓の位置・数が確認できるよう撮影してください。		
【太陽光発電設備、蓄電池、高効率空調設備、高機能換気設備、高効率照明機器、高効率給湯機器、コージェネレーションシステム】共通		
□事業費内訳書（別紙2）		様式欄外
□仕様書、カタログ等（任意様式）	<input type="checkbox"/> 補助対象設備の型番や仕様がわかる <input type="checkbox"/> 見積書と型番や仕様が一致 <input type="checkbox"/> 複数の設備が掲載されている場合は、導入予定の設備が容易に判別できるよう該当部分が明示されている	
□撤去設備の型番及びCO2削減効果の算定に用いた値がわかる資料 ※設備更新の場合のみ。銘板写真を利用する場合は、別に掲載の「写真台帳」をご利用ください。		
□設置図等（任意様式）	<input type="checkbox"/> 補助対象設備の設置場所がわかる <input type="checkbox"/> 補助対象設備と補助対象外設備の別が分かる	P8
	【高効率空調機器】 <input type="checkbox"/> 室内機・室外機両方の設置場所及び、それぞれの室内機と室外機の組み合わせがわかる	P8
	【高効率照明機器】 <input type="checkbox"/> 調光制御機能を有する機器の設置場所とその機器で制御する範囲がわかる	P8
	【撤去費を補助対象経費に含める場合】 <input type="checkbox"/> 撤去前設備の設置場所がわかる	P8
□撤去前写真 ※設備の更新において撤去費を補助対象経費に含める場合のみ。		P19
□設備導入に関する同意書（別紙5） ※申請者、補助対象設備の使用者及び設置場所所有者が同一でない場合のみ。		様式欄外

【太陽光発電設備】		
<input type="checkbox"/> 年間の想定発電量及び想定自家消費量の算定根拠資料（任意様式） ※算定に用いた設備容量等がカタログ等と一致していること。 ※別に掲載の「自家消費量計算書」を参考にしてください。		P17
<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備から電力共有可能であることがわかる資料 （システム系統図、単線結線図等）※蓄電池を合わせて導入する場合のみ。		
<input type="checkbox"/> 要件を満たすことがわかる資料(任意様式)	以下の要件を満たすことがわかるもの <input type="checkbox"/> 発電容量が更新前後で増加していること <input type="checkbox"/> 既設太陽光発電設備が法定耐用年数期間を満了していること ※太陽光発電設備を更新する場合で、なおかつ、撤去費を補助対象経費に含める場合のみ。	
【蓄電池】		
<input type="checkbox"/> パッケージ型番が SII に登録されていることが分かる資料（任意様式） ※家庭用蓄電池を導入する場合のみ。		P15
<input type="checkbox"/> 既設太陽光発電設備の出力、年間発電量及び年間自家消費率が分かる資料（任意様式） ※蓄電池を既設の太陽光発電設備に接続する場合のみ。		
【高機能換気設備】		
<input type="checkbox"/> 要件を満たすことが分かる資料（任意様式）	以下の要件を満たすことが分かるもの <input type="checkbox"/> 全熱交換器（JIS B 8628 に規定されるもの）であること <input type="checkbox"/> 必要換気量（毎時 30 m ³ 以上/人）を確保していること <input type="checkbox"/> 熱交換率 40%以上（JIS B 8639 で規定）であること	
【高効率照明機器】		
<input type="checkbox"/> 要件を満たすことが分かる資料（任意様式）	以下のいずれかの機能を有する LED であることがわかるもの <input type="checkbox"/> スケジュール制御 予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する <input type="checkbox"/> 明るさセンサによる制御 明るさセンサからの信号により、自動的に点滅又は予め設定した照度に調光制御する <input type="checkbox"/> 在/不在調光制御 人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する	
<input type="checkbox"/> 撤去前設備の型番等が分かる資料	【更新の場合】 撤去前設備について以下の内容がわかる資料 <input type="checkbox"/> 型番 <input type="checkbox"/> CO2 削減効果の算定に用いた性能値	

【高効率給湯機器・コージェネレーションシステム】共通		
□CO2削減量計算書に記入した根拠資料となる、「エネルギー消費性能計算プログラム住宅版」の計算結果		様式欄外
【コージェネレーションシステム】		
□要件を満たすことが分かる資料(任意様式)	□都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であることがわかる資料	

(2) 工事後の手続（実績報告）について

提出書類と確認事項		書類作成の手引き等
【共通】		
□実績報告書（第15号様式）		様式欄外
□契約書の写し (任意様式)	<input type="checkbox"/> 宛名が交付申請書（第1号様式）に記載の申請者と一致 <input type="checkbox"/> （法人の場合）名称・代表者の職名・氏名まで記載されている <input type="checkbox"/> 本人確認書類（登記事項証明書等）に記載の内容と一致 <input type="checkbox"/> 契約相手方が採用した見積書の作成者と一致 <input type="checkbox"/> 契約内容の内訳がわかり、採用した見積書の内容と一致 ※契約内訳書等を別添する場合、契約案件名、作成日（契約日以降の日付）、作成者を記載ください。 ※契約書に「●月●日付見積の通り」等の記載があり当該見積書を特定できる場合、申請時に提出した見積書を契約内訳がわかる資料として再提出ください。	P27
□支出を証する領収書等の書類の写し (任意様式)	<input type="checkbox"/> 宛名が交付申請書（第1号様式）に記載の申請者と一致 <input type="checkbox"/> （法人の場合）名称・代表者の職名・氏名まで記載されている <input type="checkbox"/> 本人確認書類（登記事項証明書等）に記載の内容と一致 <input type="checkbox"/> 作成者が契約相手方と一致 <input type="checkbox"/> 領収金額が契約金額と一致	P27
<input type="checkbox"/> 工事内容を証する書類の写し（例：メーカー・販売店・卸売事業者が発行する納品書又は出荷証明書、保証書） ※納品書又は出荷証明書の場合、案件名(申請者名・工事場所住所等)の記載がされていること。 また、内容に黒塗り等の処理をしないこと。 ※保証書の場合、すべての補助対象設備が納品されたことが分かること。（例えば、高効率空調設備の場合、室内機・室外機両方の型番等の記載が必要です。）		P27

※断熱材については、使用量がわかる出荷証明書又は納品書の写しを提出してください。		
□再エネ 100% 電力への切替 えを証する書 類（任意様式）	以下の内容がわかるもの □契約先の小売電気事業者名 □契約したプラン名 □契約日 □契約者名 □受電場所住所 ※買取再販業者等の法人の場合は、住宅販売後に提出すること。	P29
□実績報告用チェックシート		
□交付申請時に提出したものから変更があった書類 ※変更申請を行っている場合は、変更申請時から変更がなければ再提出は不要です。		
□その他市長が必要と認める書類等 ※必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。		
【断熱改修】		
□工事内容及び 使用した材料 が分かる写真 （写真台帳）	【断熱材】 <input type="checkbox"/> 施工前（解体撤去前）・施工中・施工後の3段階が確認できる <input type="checkbox"/> 施工した断熱材の施工面全体が確認できる <input type="checkbox"/> 使用する製品が現場に納品されていることがわかる <input type="checkbox"/> スケールや厚み検査ピン等で施工範囲・厚み・量が確認できる <input type="checkbox"/> 写真と撮影箇所、角度が、平面図上で付番、図示されている 注意 断熱材は工事中でないと撮影できないため忘れずに撮影すること	P29
	【窓・ガラス】 <input type="checkbox"/> 既存窓・施工中・新設窓の3段階が同一の角度から確認できる <input type="checkbox"/> 窓全体が映っており、カーテン等で隠れていない <input type="checkbox"/> 導入したガラスの仕様が分かるラベルが写っている ※全体写真で見えない場合は個別で撮影すること。 <input type="checkbox"/> 増築等により開口部を増設する場合、改修前の外観が確認できる	P29
□住民票の写し	<input type="checkbox"/> 改修した住宅に居住したことが確認できるもの <input type="checkbox"/> 発行日から3か月以内のもの ※申請後に居住予定としていた場合に提出してください。実績報告以後に居住予定の場合、居住後（令和10年3月まで）に提出してください。	
□登記事項証明書の写し	<input type="checkbox"/> 改修した住宅を所有したことが確認できるもの <input type="checkbox"/> 発行日から3か月以内のもの ※申請後に居住予定としていた場合に提出してください。実績報告以後に居住予定の場合、居住後（令和10年3月まで）に提出してください。	

**【太陽光発電設備、蓄電池、高効率空調設備、高機能換気設備、
高効率照明機器、高効率給湯機器、コージェネレーションシステム】共通**

<input type="checkbox"/> 設備等の写真 (写真台帳)	<input type="checkbox"/> 設備を導入した建物の外観写真 ※脱炭素先行地域ポータルサイト「脱炭素京都」での事例紹介に使用させていただきます <input type="checkbox"/> 設置後写真 ※いずれも本体のほか、銘板（工事内容を証する書類に記載の型番が記載されているもの）の写真も提出すること。 注意 <u>照明機器の銘板などは工事中でないと撮影できないものもあるため、忘れずに撮影すること。</u>	P28
	【太陽光発電設備】 <input type="checkbox"/> 太陽電池モジュール ※全てのモジュールが確認できること。また、銘板（工事内容を証する書類に記載の型番が記載されているもの）の写真を代表で1枚提出すること。 ※複数箇所に設置することで複数枚にわたる場合、撮影場所や撮影方向を図示した設置図を別添する等、判別できるようにしてください。 <input type="checkbox"/> パワーコンディショナ ※パワコン本体のほか、銘板（工事内容を証する書類に記載の型番が記載されているもの）の写真も提出すること。 <input type="checkbox"/> 以下の内容を記載した標識 ※屋根置き等又は20kW未満の場合は不要 <input type="checkbox"/> 交付対象事業者の名称、代表者氏名、連絡先電話番号 <input type="checkbox"/> 保守点検責任者の名称、氏名、連絡先電話番号 <input type="checkbox"/> 運転開始年月日 <input type="checkbox"/> 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金により設置した旨	P28
	【蓄電池】 <input type="checkbox"/> 蓄電池本体 <input type="checkbox"/> パワーコンディショナ <input type="checkbox"/> 蓄電システム付帯のDC/DCコンバータ※ ※いずれも本体のほか、各々の銘板（工事内容を証する書類に記載の型番が記載されているもの）の写真も提出すること。	P28
	【高効率空調機器、高機能換気設備、高効率照明機器、高効率給湯機器、コージェネレーションシステム】 <input type="checkbox"/> 導入前の設備写真 ※機器又は設備を更新する場合のみ。 ※撤去費用の計上等の理由で申請時に導入前写真を提出している場合、申請時の内容と整合が取れていること。 注意 <u>機器又は設備撤去前に忘れずに撮影すること。</u>	P28

【太陽光発電設備】

系統連携申込書の写し

※売電する場合は売電契約書の写しを提出すること。

(3) 請求

提出書類と確認事項		書類作成の手引き等
<input type="checkbox"/> 請求書（第17号様式）		様式欄外
<input type="checkbox"/> 通帳等の写し	以下が確認できるもの <input type="checkbox"/> 補助金振込先の口座名義人（フリガナ） <input type="checkbox"/> 金融機関名 <input type="checkbox"/> 店名 <input type="checkbox"/> 預金の種類 <input type="checkbox"/> 口座番号	
<input type="checkbox"/> 代理受領に係る委任状（第27号様式）		様式欄外
※補助金の受領を実施事業者に委任する場合のみ。		

(4) その他の手続

変更の手続きについて		
提出書類と確認事項		書類作成の手引き等
<input type="checkbox"/> 変更承認申請書（第9号様式）	申請時の交付申請額及び設備の数量に変更が生じる場合は原則として、変更に係る工事着手前に変更の手続きが必要です。不明な点があれば、変更前に補助金事務局までご相談ください。 ※変更申請が不要な軽微な変更がある場合は、完了時の実績報告書の記入欄に変更内容を記入してください。 例：交付申請額が変わらないサイズ等の変更、引越し等の申請者の住所の変更、工事施工者の変更 など	様式欄外
<input type="checkbox"/> 変更の内容が分かる資料（任意様式）	工事の変更内容が分かるよう、変更後の断熱改修経費明細書（別紙2、別紙3）、見積書、関係図面など必要な書類を添付してください。	
廃止の手続きについて		
提出書類と確認事項		書類作成

		の手引き等
<input type="checkbox"/> 廃止承認申請書(第 10 号様式)	改修工事を中止するなど補助金の交付申請を取りやめる場合は必ず提出してください。	

買取再販業者等の法人が住宅販売した後の手続について		
提出書類と確認事項		書類作成の手引き等
<input type="checkbox"/> 住宅購入者の住民票の写し	<input type="checkbox"/> 住宅購入者が居住していることが確認できるもの <input type="checkbox"/> 発行日から 3 か月以内のもの	
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書の写し(購入者への所有権移転登記後)	<input type="checkbox"/> 住宅購入者が所有していることが確認できるもの <input type="checkbox"/> 発行日から 3 か月以内のもの ※登記事項証明書の所在欄等の記載事項と住宅の住居表示が異なる場合は、同一であることを示す書類が必要です。	
<input type="checkbox"/> 補助金額相当分が住宅購入者に還元されていることが分かる書類(任意様式) ※販売価格から補助金相当分を差し引いている場合、差し引き前と差し引き後の金額が分かる書類を提出してください。 ※住宅購入者に補助金相当分を別途振り込んでいる場合、振り込んだこと(金額含む)が分かる書類を提出してください。		
<input type="checkbox"/> 再エネ 100% 電力への切替えを証する書類(任意様式)	以下の内容がわかるもの <input type="checkbox"/> 契約先の小売電気事業者名 <input type="checkbox"/> 契約したプラン名 <input type="checkbox"/> 契約日 <input type="checkbox"/> 契約者名 <input type="checkbox"/> 受電場所住所	P29

(参考) 住民票と建物登記の写しの提出時期の早見表

確認事項		交付申請時			実績報告時		補助金交付後	
		身分証	所有	居住	所有	居住	所有	居住
法人（買取再販事業者等）		現	登	—	—	—	登	住・還
個人	交付申請時所有・居住済み		住	登	住	—	—	—
	交付申請時 所有・未居住	実績報告時 居住	住	登	—	—	住	—
		実績報告時 未居住	住	登	—	—	—	住
	交付申請時 未所有・居住	実績報告時 所有	住	登	住	登	—	—
		実績報告時 未所有	住	登	—	—	—	登
	交付申請時 未所有・未居住	実績報告時 所有・居住	住	登	—	登	住	—
		実績報告時 所有・未居住	住	登	—	登	—	—
		実績報告時 未所有・未居住	住	登	—	—	—	登

住：住民票の写し

登：登記事項証明書の写し

現：現在事項又は履歴事項証明書の写し

還：補助金額相当分が住宅購入者に還元されていることが分かる書類